

稲門法曹会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、稲門法曹会 (Waseda University Legal Alumni Association) と称する。

(目的)

第2条 本会は、次に掲げる目的を達成するため、必要な活動を行う。

- 一 早稲田大学の発展に寄与する。
- 二 法曹分野に従事する早稲田大学校友相互の連携を深め、親睦を図る。
- 三 法曹分野に従事する早稲田大学校友と早稲田大学法学学術院、大学院法務研究科・法務教育研究センターを中心とした早稲田大学教職員・学生との連携を構築する。
- 四 法曹分野における早稲田大学および早稲田大学校友の評価を向上せしめ、社会的に定着させる。

(本部、支部および海外・その他稲門会)

第3条 本会は、本部を早稲田大学法務教育研究センター内に置き、以下の支部を置く。このほか、海外、都道府県、職域などを単位とする稲門会を置くことができる。

- 一 北海道支部
- 二 東北支部
- 三 関東支部
- 四 東京支部
- 五 中部支部
- 六 近畿支部
- 七 中国支部
- 八 四国支部
- 九 九州支部
- 十 裁判官支部
- 十一 検察官支部
- 十二 教員支部

(活動)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 一 早稲田大学法学学術院および大学院法務研究科を中心とする教職員・学生と早稲田大学校友との交流に関する活動。
- 二 本会の会員のための研修、講演会等の開催。
- 三 会報、広報誌等刊行物の発行その他の出版および電子媒体を通じた情報発信。
- 四 本会の会員名簿等会員に関する資料の作成、管理。
- 五 早稲田大学大学院法務研究科学生への奨学金支援。

六 その他本会の目的を達成するために必要な活動。

第2章 会員

(資格)

第5条 本会の会員は、正会員および賛助会員とする。

2 正会員は、早稲田大学の校友である裁判官、検察官、弁護士、公証人、司法修習生、早稲田大学法学部・大学院法学研究科・大学院法務研究科の専任教員およびかつてそれらの職にあった者とする。

3 賛助会員は、本会の活動趣旨に賛同し、会長により入会を認められた法人その他の者であつて正会員以外の者とする。

4 賛助会員の受入に関する事項については、理事会が別に定める。

(会費)

第6条 本会は、別に定める会費を徴収する。

2 会費に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

(退会)

第7条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- 一 退会の申出があり、会長がこれを受理したとき。
- 二 死亡し、または失踪宣告を受けたとき。
- 三 除名されたとき。

(除名)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、常任理事会の発議に基づき、理事会において出席者の3分の2以上の議決によって、除名することができる。

- 一 本会の会則（以下「本会則」という）に違反したとき。
- 二 本会の名誉を毀損し、または本会の目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第9条 既に納められている会費その他の抛出金品は、原則として返還しない。

第3章 役員

(役員)

第10条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|--------|--------|
| 一 会長 | 1名 |
| 二 副会長 | 14名以内 |
| 三 常任理事 | 50名以内 |
| 四 理事 | 250名以内 |
| 五 監事 | 3名以内 |

(役員を選任)

第11条 会長は、理事会において、理事の互選により定める。

2 副会長および常任理事は、理事の中から会長が指名する。

3 理事の選任に関する事項は、別に規定をもって定める。

4 監事は、会長が総会の承認を得て、任命する。

(役員任期)

第12条 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、会長および監事は、連続して2期4年を超えてその職に就くことができない。

2 欠員の補充または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任または任期満了後においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第13条 役員が次の各号の一に該当する場合には、理事会において出席者の3分の2以上の議決によって、その役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められたとき。

二 役員としてふさわしくない行為が認められたとき。

(役員報酬)

第14条 役員は、無給とする。

(役員職務)

第15条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたときまたは会長に事故がある場合は、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 常任理事は、常任理事会を構成し、常務を処理する。

4 理事は、理事会を構成し、会務を決定する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

一 財務および会計の状況を監査する。

二 理事の業務執行の状況を監査する。

第4章 会議

(総会)

第16条 総会は、正会員をもって構成する。

2 総会は、会長が招集する。

3 総会の議長は、会長とする。ただし、会長に事故がある場合は、会長があらかじめ指名した順序によって、他の正会員がその職務を

代行する。

4 総会は、本会則で定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

5 総会の議決は、出席正会員の過半数をもって定める。可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 正会員は、総会に出席できないときは、他の正会員を代理人として表決を委任することができる。その場合の総会の議事については、その正会員は出席したものとみなす。

(理事会)

第17条 理事会は、理事をもって構成する。

2 理事会は、会長が招集する。

3 理事会は、理事の3分の1以上の出席がなければ開催することができない。

4 理事会の議長は、会長とする。ただし、会長に事故がある場合は、会長があらかじめ指名した順序によって、他の理事がその職務を代行する。

5 理事会は、以下で定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

一 会則の改正に関する事項

二 会則の規定により理事会の審議に付することを要する事項

三 会費の決定

四 その他、常任理事会において理事会の審議に付することを相当と認めた事項

6 理事会の議決は、本会則に特別の定めがない限り、出席者の過半数をもって定める。可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 理事は、理事会に出席できないときは、他の理事を代理人として表決を委任することができる。その場合の理事会の議事については、その理事は出席したものとみなす。

8 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(常任理事会)

第18条 常任理事会は、会長、副会長および常任理事（以下「常任理事等」という）をもって構成する。

2 常任理事会は、会長が招集する。

3 常任理事会は、常任理事等の過半数の出席がなければ開催することができない。

4 常任理事会の議長は、会長とする。ただし、会長に事故がある場合は、会長があらかじめ指名した順序によって、他の常任理事等がその職務を代行する。

5 常任理事会は、次の事項を議決する。

一 事業の計画および実施の方針に関する事項

二 予算および決算に関する事項

三 支部の設置に関する事項

四 事務局の主要な人事に関する事項

五 総会の招集に関する事項

六 資産の管理に関する事項

七 本会の運営についての細則制定に関する事項

八 その他重要な会務

6 常任理事会における議決は、出席常任理事等の過半数をもって定める。可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 常任理事等は、常任理事会に出席できないときは、他の常任理事等を代理人として表決を委任することができる。その場合の常任理事会の議事については、その常任理事等は出席したもののみとする。

8 監事は、常任理事会に出席して意見を述べるることができる。

第5章 顧問

(顧問)

第19条 本会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、本会の目的達成に貢献のあった者のうちから、理事会の推薦に基づき、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の要請により、理事会に出席して会務に関し意見を述べるができる。

4 顧問の委嘱期間は、その委嘱をした会長の任期満了の時までとする。

5 顧問は、無給とする。

第6章 事務局

(事務局)

第20条 本会の事務局を、早稲田大学法務教育研究センター内に置く。

2 常任理事のうちから事務局長1名および事務局次長若干名を選任する。

3 事務局長および事務局次長の任免は、会長がこれを定める。

4 事務局長は、必要に応じて正会員の中から事務局幹事若干名を任免することができる。

5 事務局は、事務局長がこれを統括する。

第7章 資産および会計

(資産の構成)

第21条 本会の資産は、次の事項に掲げるものによって構成する。

- 一 会費
- 二 寄付金品
- 三 資産から生じる収入
- 四 活動に伴う収入

五 その他の収入

(資産の管理)

第22条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て会長が定める。

(経費)

第23条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(会計年度)

第24条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日までとする。

(事業報告および収支決算)

第25条 本会の事業報告および決算は、会計年度終了後、会長が事業報告、収支決算書を作成し、監事の監査を受け、常任理事会において出席者の過半数の議決を経なければならない。

第8章 補則

(実施細則)

第26条 本会則に定めるほか、本会の運営に必要な事項は、常任理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

第1条 本会則は、本会の設立総会で承認された日から施行する。

第2条 本会設立時の会計年度は、設立総会で承認された日から2010年3月31日までとする。

平成27年10月24日改正

平成28年10月29日改正

令和元年10月26日改正

令和2年10月3日改正

【理事選任規程】

(規程の根拠)

第1条 この規程は、本会則第11条第3項に基づいて定めるものであって、理事選任に関する事項については、この規程に従ってこれを行う。

(理事の選任)

第2条 理事は、正会員のうちから次の区分によってこれを選出し、総会の議決によって任命する。

- 一 第3条に定める各支部から選出する者
- 二 法学学術院および法務研究科の専任教員の中から役職上選出する者
- 三 法学学術院および法務研究科の専任教員の中から選出する者
- 四 早稲田大学が推薦する者

附則 この規程は、平成20年11月21日から施行する。

【会費規程】

(規程の根拠)

第1条 この規程は、本会則第6条第2項に基づいて定めるものであって、会費の金額については、この規程の定めるところによる。

(年会費)

第2条 正会員の年会費は5,000円とする。
ただし、弁護士登録後または裁判官もしくは検察官に任官された後、満10年を経過している者は10,000円とする。

第3条 賛助会員の年会費は以下の通りとする。

- 一 個人 10,000円
- 二 法人 50,000円

(納入方法)

第4条 会費の納入は、原則として口座自動引き落としとし、その他、銀行振込等によることも認めるものとする。

附則 この規程は、平成20年11月21日から施行する。

(永年会費)

第5条 当会に対して50万円以上の寄付を行った会員は、永年会員とし、以降の会費の支払いにおいて、払ったものとみなす。

附則 この規定は、令和8年4月1日から施行す

る。

令和元年10月26日改正

令和8年4月1日改正

【賛助会員規程】

(規程の根拠)

第1条 この規程は、本会則第5条第4項に基づいて定めるものであって、賛助会員受入に関する事項については、この規程に従ってこれを行う。

(資格)

第2条 賛助会員申込資格は、本会の活動趣旨に賛同して会員となることを希望し、かつ次の各号の一に該当する個人または法人とする。

- 一 学校法人早稲田大学が設置する学校に在籍したことがある個人
- 二 主に法律分野に関連する業務に従事する個人または法人
- 三 稲門法曹会の活動を支援しようとする個人または法人

(手続)

第3条 賛助会員の申し込みにあたっては、入会申込書、履歴書および正会員による推薦状1通を会長に提出する。

- 2 賛助会員の受入は、会長が承認する。
- 3 賛助会員となることを承認された者は、すみやかに会費を納入しなければならない。

附則 この規程は、平成21年10月18日から施行する。

平成27年10月24日改正

平成28年10月29日改正

令和元年10月26日改正